

香川県条例第38号

香川県警察官に対する被服の支給等及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例  
香川県警察官に対する被服の支給等及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年香川県条例第28号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

（被服の支給）

第2条 略

2 略

3 警察官に任命後初めて支給品を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服（夏服にあっては、ズボンに限る。）については各2着、夏服（上衣に限る。）、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては各3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては各2個とする。

4・5 略

改正前

（被服の支給）

第2条 県が警察官に対し支給する被服（以下「支給品」という。）の品目、員数及び使用期間は、次の表のとおりとする。ただし、特別の事情がある場合には、香川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮することができる。

| 品目 | 員数  | 使用期間 |
|----|-----|------|
| 略  |     |      |
| 夏服 | 1 着 | 4 月  |
| 略  |     |      |

2 略

3 警察官に任命後初めて支給品を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服（夏服にあっては、ズボン又はスカートに限る。）については各2着、夏服（上衣に限る。）、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては各3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては各2個とする。

4・5 略

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。